

令和10年度診療報酬改定に向けた日本理学療法士協会の基本的考え方

- 令和10年度の診療報酬改定に向け、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」、「新たな地域医療構想」、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会取りまとめ、「攻めの予防医療」に関する提言等の本旨を踏まえ、積極的な要望活動を展開すること
- 重症化予防、再発・再入院予防、早期回復、自立支援、在宅復帰、生活機能維持、療養・就労両立支援、社会復帰・生産的活動復帰や経済的自立に向けて、世代や性差、国籍の視点を持ち、「患者・利用者」本位の理学療法とすること
- 医療・介護・福祉における理学療法のサービス提供においては、D to P with Physical Therapist の可能性も含め、DXの推進（ICT、AI、IoT、ロボット等の利活用）を積極的に行うとともに、医療と居宅、通所、入所等との連携や連続性など、一体性を強化すること
- その推進にあたっては、「リハビリテーション統括調整室※」の機能強化および、専従職員の配置（専門職の複数配置を含む）などの体制の充実を図ること

※ リハビリテーション統括調整室

厚生労働省内で所掌ごとに組織されている関係部局の連携及び調整を図りながらリハビリテーション政策を進めるため、リハビリテーション専門職を有効的に活用し、将来にわたり国民の健康の増進に寄与するリハビリテーションを国家戦略として推進。リハビリテーションに関わる施策の総合的な調整に関する事務を所掌する。

令和10年度診療報酬改定に向けた日本理学療法士協会の重点要望方針

1. 2040年を見据え質の高い理学療法への深化と新たな専門的役割の提案をすること

- 2040年に向けて、医療と介護の複合ニーズを抱える85歳以上の高齢者の増大による、高齢者救急や在宅医療の需要の増加、生産年齢人口の減少への対応に一層貢献することにより、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活できるようにすること
- 理学療法士の業務について、従来の患者への個別的な関わり(疾患別リハビリテーション)について適切な評価を求めることに加え、患者がより速やかに在宅生活に復帰できるというアウトカムの実現のため、機動的な組織横断的な関わり(専門性を発揮しながら多様な役割を担うことや、病棟全体のマネジメント、退院調整等)への評価を求める
- 生産年齢人口の減少に対応するため、人材確保と生産性向上を図るとともに、理学療法の質を向上させる観点から、資格取得後に一定の要件を満たす理学療法士を評価し、D to P with Physical Therapistの可能性も含め、DXの推進(ICT、AI、IoT、ロボット等の利活用)を積極的に行い、業務効率化と職場環境改善を図ることを制度として位置づけること
- 在宅医療において、患者が在宅での療養を継続するためには、疾患の重症化予防とともに、患者の生活機能を維持することが必要であることから、地域において切れ目なくリハビリテーション・栄養管理・口腔管理を提供するとともに、利用者のニーズに応じて、外来・通所・訪問を含む在宅医療における理学療法を適時適切に確保すること
- 昨今の社会保険料の増大を踏まえ、理学療法の領域においても、理学療法の効果的・効率的な提供体制を検討することにより、医療の質の向上と社会保障制度の持続可能性を確保し、財政健全化を図ること

2. 2040年を見据えた新たな病院機能等における理学療法士の専門的役割を提案すること

- 急性期・包括期においては、入院早期からの理学療法の推進、土日祝日のリハビリテーション実施体制の充実、病棟での理学療法推進、退院調整等を行い、早期の退院につなげるとともに、医療と介護の連携による、退院後も切れ目なくリハビリテーション等の提供を確保できるよう、理学療法士の専門性を発揮した役割を明確に位置付けること
- 専門等機能においては、入院時における集中的なリハビリテーションや重症者への最適な対応に加え、地域の外来・通所・訪問を含む在宅医療においてリハビリテーションを必要とする患者に対してリハビリテーションを確保できるようにすること等により、最適な医療の姿(必要なリハビリテーション提供体制のあり方)を示すこと
さらに、在宅に復帰した利用者のニーズに応じて、外来・通所・訪問の直接サービスだけでなく地域支援事業や障害児・者支援等に積極的に参画し、地域リハビリテーションの推進を担うこと
- 協力医療機関においては、高齢者施設等における医療需要への対応強化に資する理学療法士の役割を明確に位置づけることにより、再発予防、重症化予防、生活機能の維持を図ること

3. 理学療法士の職能の発揮やサービスの質の向上を可能とする報酬改定とすること

- より良いリハビリテーション人材の確保のために必要な賃金水準の確保を図ること
- 他産業との比較等による処遇改善加算の引き上げにより、初任給を含めた収入の安定を図ること
- 理学療法士の雇用安定、離職防止をはかり、理学療法の質向上に資する賃上げを実現すること等により、より働き甲斐のある仕事として人材の確保を行うこと
- ICT等の活用による業務効率化に加え、ロボット等を活用してノーリフトの環境を整えることで業務負担軽減を図ること等により、理学療法士として働き続けられる勤務環境とすること
- 育児・介護休業を取得でき、職場復帰が円滑となるような、充実した勤務環境とすること
- 理学療法の効果を明示したうえで、正当な評価を得ること。加えて、空き病床・病棟での理学療法士の利活用を推進すること

4. 安心・安全で質の高い理学療法の推進

- 日本理学療法学会連合が定めた「理学療法ガイドライン」の現行基準を見直すとともに、国において策定すること
- 理学療法の質の向上を推進するため、「登録理学療法士制度」「認定理学療法士・専門理学療法士制度」(仮称)を国において認証・創設すること
- 理学療法の質の高度化やニーズの多様化に対応した、「登録理学療法士・認定理学療法士・専門理学療法士」(仮称)の養成と確保に資する報酬改定とすること
- 常に変化する医療・介護・障害福祉の現場や、地域リハビリテーションのニーズに即した、患者中心のプロフェッショナルを育成できる生涯学習制度とすること